

## 鳥取県産業未来共創補助金 〈事業承継促進型〉

中小企業の円滑な事業承継を促進するため、中小企業者間で行う事業承継に係る手続き費用や、事業を承継した後の事業継続に必要な設備投資等に係る経費の一部を補助します。

<b>対象事業者</b>	<p><b>次のいずれも満たす者</b></p> <p><b>(1) 事業承継を行う又は行おうとする者（承継者）のうち会社又は個人である者</b>        ※令和5年8月1日から、本事業の補助対象期間（原則として交付決定日から12か月以内）の末日までの間に行う又は行おうとする事業承継が対象です。        ※事業等を引き継がせる者（被承継者）が、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「強化法」）第2条第1項第1号～第5号に規定する会社又は個人であるものの事業承継が対象です。</p> <p><b>(2) 事業承継後に鳥取県内に主たる事業所を有する承継者</b>        ※詳しい対象事業者の要件については、募集要領を確認してください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; text-align: center;"> <div data-bbox="367 840 702 1019"> <p><b>親族内承継</b>  <small>現経営者から子や親族（三親等以内）への事業の引継ぎ</small></p> </div> <div data-bbox="726 840 1061 1019"> <p><b>従業員承継</b>  <small>事業内の代表者の交代（役員又は従業員等への事業の引継ぎ）</small></p> </div> <div data-bbox="1085 840 1420 1019"> <p><b>第三者承継</b>  <small>M&amp;Aを含む、現経営者から第三者への事業の引継ぎ</small></p> </div> </div> <p>承継者：事業承継において、事業等の引継ぎを行う又は行おうとする者（事業を譲り受ける者等）        被承継者：事業承継において、事業等を引き継がせる県内の中小企業者（現在の経営者等）</p>
<b>補助対象</b>	<p><b>中小企業者間の事業承継又は承継後に行う取組</b></p> <p>※補助金の交付決定日から1年（12か月）以内に行う取組（事業）に要する経費を補助します。        ※強化法第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関（税理士、税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、商工会・商工会議所、金融機関等）の証明を受けた事業実施計画による取組であることが必要です。        ※詳しい対象事業の要件については、募集要領を確認してください。</p>
<b>対象経費</b>	<p><b>事業承継手数料、マーケティング調査費、設備導入・改修費、広告宣伝費 等</b></p>
<b>補助額</b>	<p><b>補助上限額（補助率）200万円（1/2）</b></p>
<b>申請期間</b>	<p><b>第1次募集 令和5年10月2日（月）～ 11月15日（水）（必着）</b>  <b>第2次募集 令和5年12月20日（水）～ 令和6年1月31日（水）（必着）</b></p> <p>※提出された対象事業認定申請書については、申請に必要な記載など不備のないことを確認後、評価を行い、事業の認定及び補助金の採択の可否を決定します。        ※詳細は、募集要領を確認してください。</p>

### 【問合せ先】

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220  
 鳥取県商工労働部企業支援課  
 産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉事務局  
 【HP】 <https://www.pref.tottori.lg.jp/312267.htm>  
 TEL: 0857-26-7988 FAX: 0857-26-8117 メール: [kigyou-shien@pref.tottori.lg.jp](mailto:kigyou-shien@pref.tottori.lg.jp)

